

## 資料3

平成 29 年 11 月  
大 阪 市 港 湾 局  
計 画 整 備 部 海 務 課

### 大阪港 BCP における船舶の入出港手続きに関する対応マニュアル

1. 目的
2. 定義
3. 現況
4. 対応マニュアル
5. 参考

## 1. 目的

### (1) 大阪港 BCP<sup>※1</sup>の目的

危機的事象<sup>※2</sup>の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送（重要機能<sup>※3</sup>）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とする。

※1 BCP : 事業継続計画（Business Continuity Plan）の略。

※2 危機的事象：港湾機能の中断・低下を引き起こすリスクの高い自然災害のこと。

※3 重要機能：当該港湾において、優先的に機能継続を図る必要がある港湾機能のこと。

### (2) 船舶の入出港手続きに関する対応マニュアル制定の目的

災害の発生に伴い、現在の EDI システムが停電等により使用不可となった場合に備え、船舶の入出港手続きに関する対応マニュアルを制定し、大阪港 BCP を補完し、災害発生後の港湾利用における主としてソフト面のボトルネック事象の解消とその影響の低減を図ることを目的とする。

## 2. 定義

### (1) 船舶の入出港手続き

船舶の入出港手続きとは、①係留施設使用許可申請と②入出港届をいう。

#### ① 係留施設使用許可申請

根拠法令：大阪市港湾施設条例第 4 条第 1 項及び

大阪市港湾施設条例施行規則第 5 条第 1 項

提出様式：入港前手続様式（その 1）【様式 1】

#### ② 入出港届

根拠法令：大阪市港湾施設条例第 15 条第 1 項

提出様式：入出港届【様式 2】

### (2) EDI システム

ここでいう EDI システムとは、大阪市港湾局海務課が所管し運用する業務系システムである「船舶動静情報・使用料管理・運航調整システム」及び「大阪港 EDI」また NACCS（輸出入・港湾関連情報処理）センター（株）が運用する「NACCS」を総称する。

### (3) 船舶動静情報・使用料管理・運航調整システム

船舶動静情報・使用料管理・運航調整システムは、これまで紙の帳票や書類等で対応していた市条例に基づく港湾施設使用許可申請等の受付業務、バース会議による船席決定業務、ポートサービス（綱取・引船・給水）、使用許可に関する使用料調定業務について、コンピュータを使用して効率的に処理するため、平成 9 年から運用開始したシステム。また、平成 13 年 11 月～新島建設工事に伴う航行船舶の安全対策として実施している運航調整も本システムにおいて業務を行っている。

### (4) 大阪港 EDI

大阪港 EDI（Electronic Data Interchange）は、大阪市港湾局に対する港湾施設の使用許可申請等の手続きをオンラインで処理するシステム。平成 18 年 7 月から運用開始。船舶の入出港手続きである①係留施設使用許可申請、②入出港届を含む。

### (5) NACCS

NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）は、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。

旧 NACCS は、航空貨物の手続等を行う Air-NACCS と海上貨物の手続等を行う Sea-NACCS がそれぞれ独立したシステムとして稼動していたが、平成 20 年 10 月の Sea-NACCS の更改及び平成 22 年 2 月の Air-NACCS 更改を機に、システムの見直しを行い、Air-NACCS と Sea-NACCS を統合するとともに、国土交通省が管理・運営していた港湾 EDI システムや経済産業省が管理・運営していた JETRAS などの関連省庁システムについても NACCS に統合し、新 NACCS として稼動を開始した。船舶の入出港手続きである①係留施設使用許可申請、②入出港届は対象手

続き。

### 3. 現況

現在、船舶の入出港手続きに関する業務については、概して次のフロー図のとおり業務を行っている。

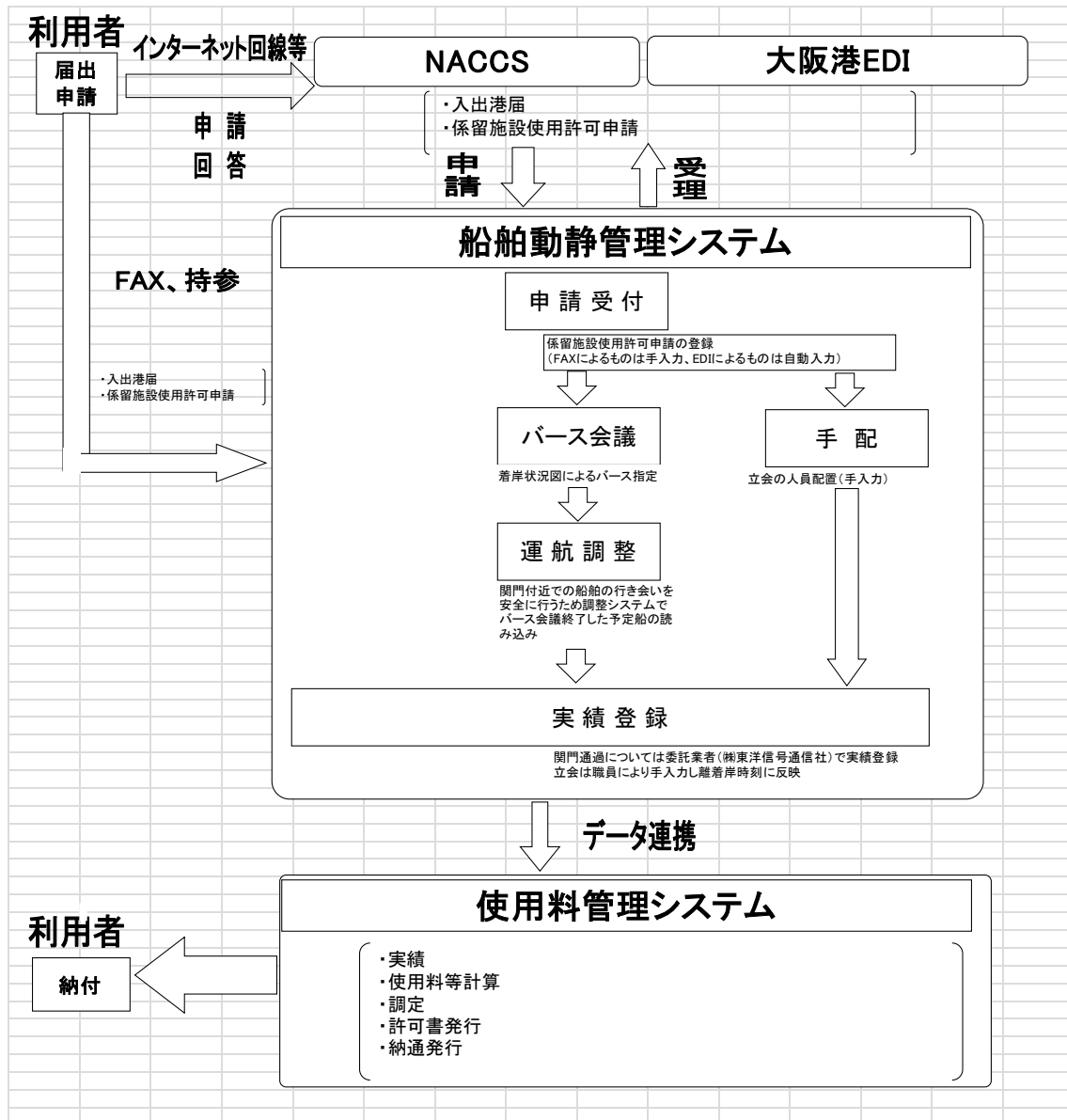


図1. 船舶の入出港手続き業務フロー図

(1) 各システム等の現況

① 船舶動静情報・使用料管理・運航調整システム及び大阪港 EDI

- ・サーバ4台とクライアントPC30台を大阪市港湾局第2突堤事務所（海務課）、クライアントPC3台を大阪府咲洲庁舎44階に設置している。
- ・サーバは耐震ラックに格納し、無停電電源装置（停電後2時間程度運用可）は設置しているが、非常用発動発電機等には接続されていないため、停電の場合は使用することができない。影響範囲としては、コンピュータを用いた申請受付、船舶要目情報確認、バース会議、使用料調定、運航調整は行うことができない。

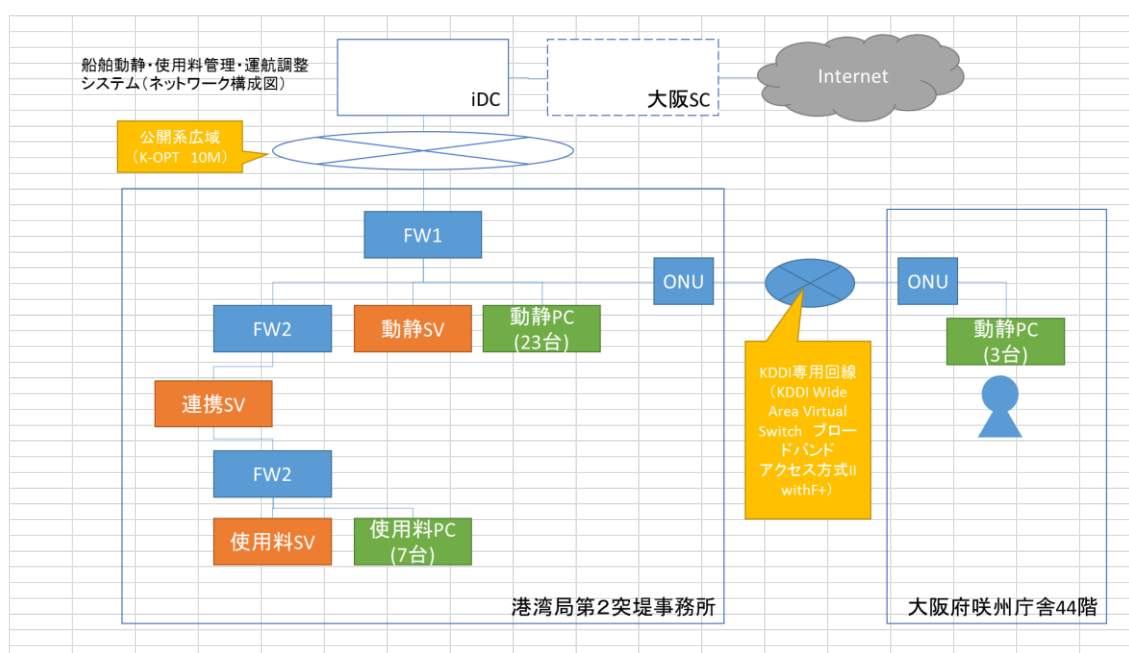


図2. 船舶動静・使用料管理・運航調整システムネットワーク構成図

② NACCS

NACCSセンター（株）の業務継続計画（BCP）に則り業務の継続を確保することとしている。（サーバの拠点複数化など）

③ 船舶入出港手続きを行う船舶代理店のコンピュータシステム・FAX環境

個々の船舶代理店における停電等の対策状況については未確認であるが、大規模災害発生時には使用できないものとする。

(2) 電子申請の比率

平成 28 年度における係留施設使用許可申請及び入出港届の電子申請率は表 1 のとおりである。

表 1. 平成 28 年度電子申請率

		係留施設 使用許可申請	入出港届
FAX・持参など		2,053	8,321
電子 申請	大阪港 EDI	4,543	-
	NACCS	428	8,121
合計		7,024	16,442
電子申請率		72.2%	49.4%

(3) 主要な利用者（船舶代理店）一覧

平成 28 年度における NACCS を利用した主要な利用者名と申請件数は表 2 のとおりである。

表 2. 平成 28 年度 NACCS 電子申請件数 300 件以上の  
の利用者とその申請件数

利用者名	申請件数
A 社	1,937
B 社	953
C 社	661
D 社	639
E 社	467
F 社	475
G 社	305

#### 4. 対応マニュアル

災害発生に伴い、通常業務時に対応していた手続きについては、①大阪市港湾局のシステム等、②NACCS センターの NACCS、③船舶代理店等のコンピュータシステム・FAX が利用できない場合、①～③のいずれか、もしくはすべて利用できない場合が考えられるが、ここでは最悪の場合として、①～③のすべてが利用できない場合の対応マニュアルを記載する。個々が使用可能な場合は柔軟に対応するものとする。

##### 【STEP1 申請受付】

大阪市港湾施設条例上、施設（岸壁）の使用許可を受けようとするものは、書面もしくは電子申請により所定の書式（様式）にて事前に申請することとなっている。現在、申請の手段は NACCS または大阪港 EDI による電子申請が大半を占めているが、非常時には、書面（FAX または持参）による申請受付を行う。

提出（記入）にあたって必要となる最低限の情報は表 3 のとおりである。

表 3 係留施設使用許可に必要な情報

区分	必要な情報
船舶固有 情報	船名
	信号符字（コールサイン）
	総トン数（新トン数がある場合 新トン数）
	載貨重量トン数
	全長
入港情報	係留施設名称（岸壁名）
	着岸予定日時
	離岸予定日時
	係留中最大喫水
	貨物情報（品名、数量）
申請者情報	申請者名（船舶代理店名）

##### 【STEP2 バース会議（船席決定）】

予め印刷してある岸壁の係船能力一覧表、岸壁の平面図（係船柱の配置・間隔記載のもの）、海図を用い、許可対象となる船舶の総トン数・載貨重量トン数・全長・係留中最大喫水の情報を基に、岸壁を使用するうえで問題がないかを確認・検討し、他船と係留時間や係留位置の重複がないかを確認のうえ船席決定を行う。

港に入港してから係留する岸壁までの水域において、航行障害となる漂流物や沈没物の情報を把握している場合には、検討・許可の際に十分考慮する。

### 【STEP3 運航調整】

総トン数 500 トン以上の船舶について、当日の入出港船の予定時間を確認し、時系列による運航調整一覧を作成する。

航泊禁止区域・航行制限区域、合流部や大関門付近での行き会い防止、大阪港航行上おける指導（お願い）事項の遵守について確認を行い、航行船舶が安全に入出港できるように運用を行う。

入出港時間が変更となった場合は、作成した運航調整一覧を適宜変更し、常に最新のものに更新したうえで運用を行う。

作成する運航調整一覧の帳票は現在運用している運航調整システムでの運航調整一覧を参考とする。

(運航調整システムでの運航調整一覧)

ID	船名	G/T	南港名	関門	着離岸	着離時間帯(後)	着離時間帯(前)	FROM	TO	P	I	F	代理店
0-013 ZENITH STEEL		1427	14:35	大	14:15	14:15	14:15	00	SHANGHAI				日東物流
0-023 JAKARTA BRIDGE		17211	14:50	大	15:00	15:15	15:15	09	CG				日東物流
0-019 サンファンタブリーズ		9709	14:50	大	14:40	14:50	14:50	02	堺港北				吉川商會
0-012 SPARKUS PRIME		7400	15:05	大	14:55	14:50	14:50	04	神戸				吉川商會
0-022 PIONEER THIRD		7504	16:00	南	15:50	15:30	15:30	L7	SHANGHAI				日新
0-014 YAMA		8884	16:00	大	15:50	15:40	15:40	010	神戸				日新
0-015 興春丸		3409	16:00	大	15:55	15:30	15:30	040	宇部				宇部興産海運
0-016 GRANADA CARRIER		4830	17:25	大	17:15	17:00	17:00	00S1	DAVAO				島本海運
0-018 SPANSTAR DREAM		9709	17:25	大	17:15	17:00	17:00	00F2	BUSAN				カンスターライン
0-017 フェリーふくおかII		9774	17:30	南	17:20	17:00	17:00	F4	新門司				名門大洋フェリー
0-019 さんふらわあきりしま		12418	18:15	南	18:05	17:55	17:55	R3	志布志				フェリーさんふらわあ
0-024 KUO LONG		18826	18:20	大	18:10	18:00	18:00	G12	神戸				上総
0-020 BALTIC K		31572	18:35	大	18:25	18:00	18:00	09	神戸				日東物流
0-023 ソリズン21		4272	18:40	南	18:30	18:10	18:10	0A4	高尾島				高尾汽船
0-025 フェリーおおさかII		14920	20:20	南	20:10	19:50	19:50	F1	新門司				名門大洋フェリー
0-026 さんふらわあこぼると		9245	20:25	南	20:15	19:55	19:55	R5	別府				フェリーさんふらわあ
0-025 SLIC HOCHIMINH		9734	20:50	大	21:00	21:25	21:25	08	SHIDAO				日東物流
0-028 DIAMOND PRINCESS		115906	22:25	大	22:15	22:00	22:00	03	清水				島本海運
0-029 マリン18ノマリン		4249	22:30	大	22:40	23:00	23:00	085	福山				千石
0-027 おれんじ		9875	22:30	南	22:20	22:00	22:00	F3	東予				西国開発フェリー
0-029 DAHO SUNRISE		3749	23:55	大	23:45	23:30	23:30	029	BULSAN				岡田商會

### 【STEP4 使用料金調定】

関門通過時間や綱取り・綱放し実績時間等に基づき施設使用料金の徴収の根拠となる係留時間を確定する。

確定した係留時間に基づき、条例上定めている料金を徴収する。



## 5. 参考

### (1) 根拠法令（抜粋）

#### ●大阪市港湾施設条例

##### (使用等の許可)

第4条 第2条第1項第1号から第13号までに掲げる施設、同項第19号に掲げる浮棧橋のうち有料のもの(以下「有料浮棧橋」という。)又は同項第27号に掲げる廃棄物埋立護岸のうち有料のもの(以下「有料廃棄物埋立護岸」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。

##### (入出港届の提出)

第15条 船舶が入港したとき又は出港するときは、その船舶の船長若しくは代理人又はその船舶の船長から委任を受けた者は、入港届又は出港届を市長に提出しなければならない。

#### ●大阪市港湾施設条例施行規則

##### (使用等の許可申請)

第5条 条例第4条第1項又は条例第5条第2項の規定により施設の使用の許可を受けようとする者は、第1号様式による使用許可申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、船舶給水施設については、口頭又は信号により使用の許可を申請することができる。



② 入出港届

【様式2】入出港届

第1号様式

入出港届  
GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港/出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時/出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地/次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日 <sup>※</sup> 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date <sup>※</sup> ; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数 <sup>※</sup> Attached document <sup>※</sup> (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration		
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List		
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		
21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer			

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

(3) 電子申請画面  
大阪港 EDI



申請日 2017/06/19

大阪市長様

係留施設等使用許可申請書兼入港前動静通報

申請者	住所又は所在地	〒592-0012 大阪府東区海岸通3-4-28	
	連絡先	電話: 06-6571-1366	FAX: 06-6571-1392
	氏名/会社名	大阪市 港務局	

受付区分: 新規	受付番号:	船社社員代理店コード:	申請者コード: K0000
----------	-------	-------------	---------------

船名	国籍	船の種類
船の全長 (m)	船幅 (m)	総トン数
運航事業者名	国際トン数	運賃トン数

係留施設名	運航区分	入港	港内ワット	使用形態	係留形態
		移動	固定	無	標準定規船 特規船 無

入港予定日時	(時分)	最大喫水 (m)
離岸希望日時	(時分)	
離岸希望日時	(時分)	

貨物	船籍	電圧規格	危険品の有無
外航 <input type="radio"/> 内航	定期 <input type="radio"/> 不定期	定期 <input type="radio"/> 不定期	無 (A) 有 (B) 有 (C)

係留形態	係留設備
<input checked="" type="radio"/> 岸壁 <input type="radio"/> 岸壁・防波地 <input type="radio"/> 埠地	<input type="radio"/> 浮船碼頭 <input type="radio"/> P&A <input type="radio"/> 係留設備 D/A

シフト前バースコード	シフト前バース
------------	---------

前港コード	前港	次港コード	次港
入力支援		入力支援	

積荷品名コード	積荷品名	数量	単位
入力支援			下

船積品名コード	船積品名	数量	単位
入力支援			下

船積品名 DOB申請(船積品名)コトバ申請

(4) 運航調整帳票

運航調整業務日誌

平成 年 月 日 ( ページ )

港 湾 局 海 務 課 運 航 調 整 担 当 者	(株) 東 洋 信 号 通 信 社

No	VHF	受付時間	代理店	パース	船 名	入出	変更前	変更後	南	パ	曳	網	港	東	備考	変更者
1																( )
2																( )
3																( )
4																( )
5																( )
6																( )
7																( )
8																( )
9																( )
10																( )
11																( )
12																( )
13																( )
14																( )
15																( )
16																( )
17																( )
18																( )
19																( )
20																( )
21																( )
22																( )
23																( )
24																( )
25																( )

(特記事項)


(5) 耐震岸壁と国際コンテナターミナル 位置図



図 3-3 大阪港の耐震岸壁等位置図